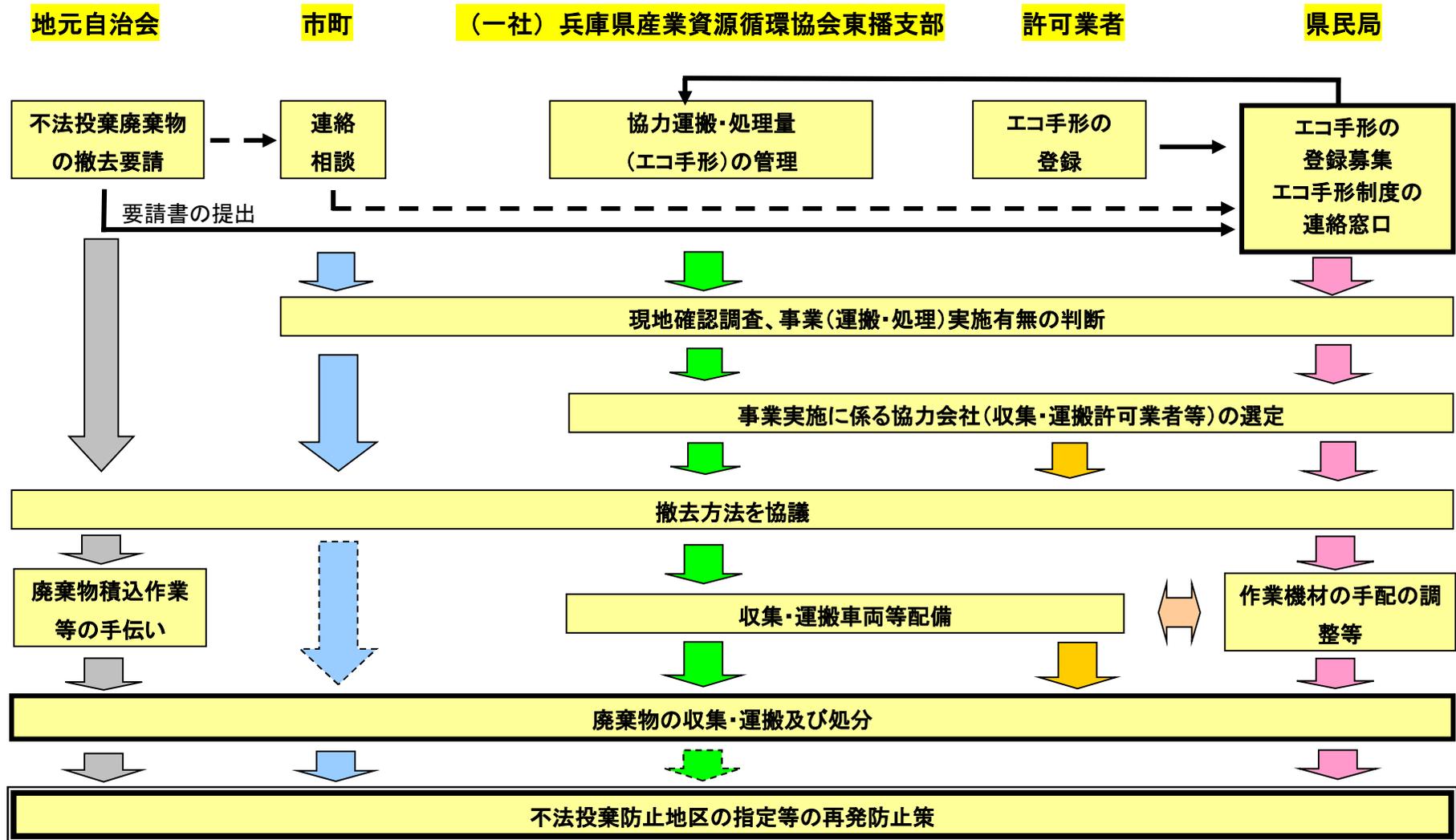


廃棄物エコ手形による処理（不法投棄に係る原状回復）フロー



○県民局は、エコ手形の登録募集や連絡窓口をします。兵庫県産業資源循環協会東播支部は、エコ手形の管理をします。

○不法投棄廃棄物の撤去相談があった場合、県民局は市町や兵庫県産業資源循環協会東播支部とともに、現地調査やエコ手形を使って撤去できるかどうかの判断を行います。エコ手形を使って実施することに決まれば、どのエコ手形を使うか、つまりどの事業者に協力いただくかを兵庫県産業資源循環協会東播支部で調整します。次に、地元自治会や協力事業者も含めて撤去方法を協議し、原状回復を行うこととなります。併せて、地元自治会を不法投棄防止地区に指定するなど、監視強化等の再発防止策も講じることとなります。